

発達障害のある被告人による実姉刺殺事件の大坂地裁判決に関する会長声明

本年 7 月 30 日、大阪地方裁判所第 2 刑事部は、発達障害を有する男性が実姉を刺殺した殺人被告事件において、被告人に対し、検察官の求刑（懲役 16 年）を上回る懲役 20 年の判決を言い渡した。

同判決は、犯行に至る経緯や動機の形成過程、被告人が十分な反省の態度を示すことができないことについて、発達障害の一種であるアスペルガー症候群の影響があり、通常人と同様の倫理的非難を加えることはできないとしながら、十分な反省のないまま被告人が社会に復帰すれば、同様の犯行に及ぶことが心配されることや、社会内でアスペルガー症候群という障害に対応できる受け皿が何ら用意されていないし、その見込みもないことを理由として、被告人に対しては、許される限り長期間刑務所に収容することで内省を深めさせる必要があり、そうすることが社会秩序の維持にも資するとして、検察官の求刑を上回る懲役 20 年という量刑を行った。

同判決には以下のような重大な問題点がある。

第 1 は、責任主義の原則に反する点である。

被告人がアスペルガー症候群という発達障害の一種を有していることは、被告人の責任に帰するものではない。そうであるにもかかわらず、アスペルガー症候群の影響をもって再犯のおそれを強調し、刑を加重するのは責任主義に反する。さらに、長期間刑務所に収容することで内省を深めさせる必要があり、そうすることが社会秩序の維持にも資するというのを、現行法上許されない保安処分を刑罰に導入しようとするものであり、到底許されるものではない。

第 2 は、発達障害に対する無理解に基づいた判断をしており、発達障害者に対する偏見、差別を助長する点である。

同判決は、アスペルガー症候群という障害に対応できる受け皿が何ら用意されていないし、その見込みもないとしているが、発達障害者支援センターや地域生活定着支援センターが設置されるなど、発達障害者に対する受け皿は徐々に整備されてきており、発達障害のある受刑者の社会復帰のための支援策も

徐々に拡充されつつある。同判決はこのような現状に対する認識を誤っている。また、刑事施設における発達障害の特性に合った治療・改善体制や、矯正プログラムは不十分であり、長期間刑務所に収容することで内省を深めさせることは困難である。

同判決は、アスペルガー症候群について十分な医学的検討を加えることなく、誤った現状認識に基づいて、これを社会的に危険視して量刑を行っており、発達障害に対する無理解と偏見に基づいた判断であると言わざるを得ない。発達障害に対する無理解に基づいて障害を有することを不利益に斟酌する同判決は、あたかも発達障害と犯罪行為が関連を有するかのような誤解を与えるおそれがあり、発達障害に対する偏見、差別を助長する。

当会は、同判決が有する重大な問題点を指摘するとともに、広く社会に対し、発達障害者に対する正しい理解と支援の必要性を訴えるものである。

2012年（平成24年）10月25日

愛媛弁護士会

会長 田 所 邦 彦